

# 山形県まちづくりサポーター制度要綱

## (目的)

第1条 県内のまちづくり活動を活性化するためには、県民に県内各地域の先導的なまちづくり活動の情報を伝えるとともに、まちづくりの重要性やまちづくりに参加することの楽しさを伝えることにより、まちづくりへの関心を喚起し、地域におけるまちづくり活動の契機づくりやまちづくりへの参加を促すことが重要である。このため、まちづくり活動の県内のリーダー的実践者に「山形県まちづくりサポーター」を委嘱し、まちづくり活動の普及啓発を図る。

併せてまちづくりリーダー等の交流の場をつくり、まちづくりグループ等のネットワーク化を図ることにより、県内のまちづくり活動の一層の活性化を推進する。

## (委嘱)

第2条 知事は、次のいずれかに該当する者を「山形県まちづくりサポーター」として委嘱する。

- (1) 県内の各地域において、商店街・まちづくり団体・地域団体等の代表等として先導的にかつ継続的にまちづくり活動を実践してきた者
- (2) まちづくり活動に深く関わり、継続的に実践活動をしてきた者で、その地域の発展や他地域へのPRに貢献してきた者

## (委嘱期間)

第3条 「山形県まちづくりサポーター」として委嘱する期間は1年間とする。ただし、年度の途中で委嘱する場合は当該年度末までの期間とする。

## (まちづくりミーティング)

第4条 まちづくりリーダー等の交流の場として、「まちづくりミーティング」を設け、まちづくりに関する情報交換等を行う。

## (活動内容)

第5条 「山形県まちづくりサポーター」の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 「まちづくりミーティング」等を通してまちづくりサポーター相互及び学識経験者とのネットワークを構築し、まちづくりに関する情報を共有する。
- (2) 県内各地域においてまちづくりへの関心度を高め、まちづくりに参加する人の広がりを持たせつつ、新たなまちづくりを主体的に担う人材の発掘と育成に協力する。
- (3) 県内各地域からまちづくりに関する相談を受け、その地域にあった指導・助言を行いながら、その課題の解決に協力する。
- (4) 県内及び県外のまちづくりに関する情報を収集し、その情報の県内各地域への発信に協力する。

## (運営体制)

第6条 事務局は、山形県商工観光部商業・まちづくり振興課内に置き、本制度に係る事務を処理する。

## (山形県まちづくり大学連携会議との連携)

第7条 本制度は、県が別に設置する「山形県まちづくり大学連携会議」と連携し、一体的に進めるものとする。

## (附則)

本要綱は平成22年9月16日から適用する。

## 山形県まちづくりサポーター制度の構成（平成 22 年度～）

### 山形県まちづくりサポーター制度

#### 趣旨

- ・まちづくりの必要性、重要性、まちづくりに参加することの楽しさを県民に伝え、まちづくり活動の立ち上がりを促すこと
- ・山形県の“今”のまちづくりを知るための情報発信・受信を行うこと
- ・県内のまちづくりをサポートする人材、機関が互いに学び、連携する機会とすること
- ・まちづくりサポーター等と県内各地域の住民が相互にコミュニケーションをとり、まちづくり活動のきっかけを生み出すこと

#### 県内各地での新たなまちづくりの活動

##### 山形県まちづくりサポーター

- 《県内の商店街、まちづくり NPO などの実践家たち》
- ・委嘱期間：1 年間

- 地域に活動事例を紹介、ノウハウを助言
- まちづくり活動の“伝道者”として仲間づくり
- まちづくり活動に関する地域情報を提供

〈参加・情報交換〉

##### 山形県まちづくり大学連携会議

《まちづくりのフィールドワークに取り組む県内大学》

山形大学

東北芸術  
工科大学

東北公益  
文科大学

- 地域のまちづくり人材の育成を支援
- 地域に対し、専門的見地から助言
- 地域をフィールドに学生の実習活動を実施

〈市町村協議会事業の実施・  
ミーティング等への参加〉

実践的な知恵

専門的な知識

##### 山形県商工観光部

- 県内及び県外の“今の”まちづくり情報を収集 ⇒ “まちサポ” ホームページで情報発信・受信・共有化
- “まちづくりミーティング”の開催 ⇒ 大学・実践家相互の連携と学習の場
- “まちづくりセミナー”の開催（県内 2ヶ所） ⇒ “まちサポ”が参加して地域のまちづくり活動の掘り起こし
- まちづくりサポーターの派遣 ⇒ “まちサポ”が県内各地域に出向き、地域にあった指導・助言を行う